

東京都北区木造民間住宅耐震化促進事業実施細目

21北ま建第2075号

平成22年 3月26日

まちづくり部長専決

(目的)

第1条 この実施細目は、東京都北区木造民間住宅耐震化促進事業実施要綱（平成21年5月18日区長決裁21北ま建第1156号。以下「要綱」という。）第43条の規定に基づき、事業を施行するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、要綱で使用する用語の例による。

(設計者及び工事施工者の資格)

第3条 要綱第4条第1項(1)エに規定する区長が認める者とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

- (1) 東京都が発行する「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介」による工法部門において紹介されている者
- (2) 財団法人日本建築防災協会主催による「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」を受講することが確実な者

2 要綱第4条第1項(2)ウに規定する区長が認める者とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

- (1) 東京都が発行する「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介」による工法部門において紹介されている工法にて施工する者
- (2) 北区、都道府県又は他区市町村において、建築工事又は内装仕上の業種で、入札参加資格者として登録されている者

(対象建築物)

第4条 要綱第5条(5)に規定する区長が特に必要と認めるものとは、著しい違反がないもの又は次に掲げるいずれかに該当するものとする。次に掲げるいずれかに該当する場合において、建築物の所有者は違反の是正に努めるとともに将来、建築行為を行う際には法令順守する旨の書面を提出するものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条の規定の内容に関するもの場合は、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- ア 木造民間住宅の新築時に法第43条第1項ただし書きの適用を受けているもの
- イ 法第43条第1項ただし書きに関する許可基準に適合する敷地に建つもの
- ウ その他イに準じるもの

(2) 法第44条の規定の内容に関するもの場合は、安全について一定の配慮のあるものとして、次にあげるいずれかに該当するものをいう。

- ア 現況幅員がおおむね2.7m以上あり、建築物が現況の道に突出していないもの
- イ 門、塀、庇等を除く建築物本体が道路上に突出していないもの
- ウ ア、イをともに満たさない場合、本耐震化促進事業においてどちらかを解消するもの
- エ その他ウに準じるもの

(3) 法第52条又は第53条の規定の内容に関する場合は、木造民間住宅の延べ面積又は建築面積から10㎡を引いた面積が、それぞれ適法となるものをいう。

2 前項各号の規定にかかわらず、法第3条第2項の規定が適用される既存不適格建築物及び法第8条の規定による建築物の維持保全に関する通知を受けたものは対象建築物とすることができる。

(対象者)

第5条 要綱第6条第2項に規定する区長が特に必要と認める者とは、東京都北区木造民間住宅耐震診断士等派遣事業実施細目（平成22年3月26日まちづくり部長決裁21北ま建第2074号）第3条に規定する者で、所有者から承諾を得た者をいう。なお耐震改修工事事業、耐震建替え工事事業において申請時に当該建築物に居住していない場合は、工事完了報告に住民票を添付するものとする。

(耐震補強設計の完了報告及び助成金の交付申請)

第6条 要綱第12条第2項に規定する区長が別に定める期日は、耐震補強設計が完了した日が属する年度の12月25日（休日の場合は、翌開庁日）をいう。12月26日から3月31日までに設計が完了した場合は、翌年度の4月1日以降に完了報告及び助成金の交付申請を行うこととする。

2 要綱第12条第3項に規定する区長が特に必要と認める場合とは、要綱第3条第2項の規定を適用することに関して支障がないと判断する場合をいう。

(耐震改修工事等の完了報告及び助成金の交付申請)

第7条 要綱第25条第2項（要綱第38条第2項の規定により読み替える場合を含む。）に規定する区長が別に定める期日は、耐震改修工事等が完了した日が属する年度の1月31日（休日の場合は、翌開庁日）をいう。2月1日から3月31日までに工事が完了した場合は、翌年度の4月1日以降に完了報告及び助成金の交付申請を行うこととする。

2 要綱第25条第3項に規定する区長が特に必要と認める場合とは、要綱第3条第2項の規定を適用することに関して支障がないと判断する場合をいう。

(委任)

第8条 この細目に定めるもののほか必要な事項は、まちづくり部建築課長が別に定める。

付 則

この実施細目は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この実施細目は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 この細目の施行前に改正前の細目によりなされた手続きは、それぞれ改正後の細目によりなされた手続きとみなす。